

# チーム医療の推進について

# 対応案（看護師特定能力認証制度の創設）

- 看護師の臨床実践能力のうち医学的な部分を強化した看護師について、厚生労働大臣が能力を認証する制度（看護師特定能力認証制度）を創設してはどうか。
- その場合、業務独占や名称独占とせず、現場の実情を考慮した制度とする。

## 看護師特定能力認証制度の概要

- 看護師が実施する上で、高度な知識・判断が必要な一定の医行為を「特定行為」として明確化
  - ※「特定行為」は看護師の業務（診療の補助）の範囲内
- 特定行為については、
  - ① 一定の追加的教育を受け、その能力について厚生労働大臣の認証を受けた看護師が医師の指示の下に実施
    - ※ 事前に実施方法に関する詳細を取り決め（プロトコールの作成）
    - ※ 認証の要件：①看護師免許取得、②実務経験5年以上、③厚生労働大臣指定のカリキュラムを修了、④厚生労働大臣実施の試験に合格
  - ② 認証を受けていない看護師が実施する場合には、医師の「具体的指示」と安全管理体制を求める

## 制度の導入による効果

- 高度な知識・判断が必要な医療行為を、安全管理体制を確保して看護師が実施可能に
  - 効率的・効果的な医療資源の活用による医療の質の向上
  - 患者のQOL・満足度の向上

## 今後の検討課題

- ・ 特定行為の範囲
- ・ 養成課程の内容（期間、カリキュラムの内容、実習時間等）
- ・ 安全管理体制のあり方
- ・ 専門看護師・認定看護師からの移行 等

## 「看護師特定能力認証制度骨子（案）に対する意見」

平成23年12月7日

チーム医療推進会議

本会議では、平成22年5月から、チーム医療を推進するための方策や看護師業務のあり方について10回にわたり議論を重ねてきた。看護師業務のあり方については、チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループにおける17回にわたる議論を踏まえて、前回会議で「看護師特定能力認証制度骨子（案）」が提示されたところである。

現在、政府・与党では、「社会保障・税一体改革成案」の具体策について取りまとめを行っており、看護師の業務のあり方を含むチーム医療についても医療提供体制の重要な要素として議論がなされている。

そこで、チーム医療推進のための議論を行ってきた本会議として、「看護師特定能力認証制度骨子（案）」について現時点での意見を次のように整理した。

- 看護師の業務については、
  - ・ 看護師が現在行っている医行為の中には、診療の補助に含まれるか否か明確でない、高度な知識・判断が必要とされるものが相当の範囲で存在すること
  - ・ これらの医行為を看護師が実施するためには、医療安全の観点から、教育を付加することが必要であることで意見が一致した。
  
- また、高度な知識・判断が必要とされる医行為（特定行為）を明確化し、それらを実施する看護師の条件（教育や安全管理体制）を法制化することについては、
  - ・ 特定行為が診療の補助として看護師も実施可能であることを明確にするためには、法律に規定する必要がある。特定行為を法律に位置付けた場合、それらを実施できる人や条件も法律により規定する必要がある
  - ・ 医師等が常駐しない特別養護老人ホームや在宅領域において、患者のニーズを満たすためには厚生労働大臣の認証が必要である
  - ・ 診療の補助の明確化と国に担保された教育が行われれば、一般的に

は医療機関ごとの研修の負担も軽減し、現場の医師の責任は軽くなるというメリットがある

との法制化に賛成の意見があった一方で、

- ・ 特定行為を法令で規定することで、「一般の看護師が行う業務ではない」と誤認され、現在行われている行為が事実上実施されなくなる等、現場に混乱をもたらすおそれがある
- ・ 医師と看護師との責任関係があいまいになる懸念がある
- ・ 厚生労働大臣による認証を行うのであれば、特定看護師（仮称）養成調査試行事業及びチーム医療実証事業（特定看護師（仮称）業務試行事業）の結果について検証すること等を通して、慎重な議論を行うべきである
- ・ 特定行為の検討は、他職種の業務範囲への影響を配慮して行うべきである

との法制化に対し慎重な意見があった。

- 一部の委員からは、例えば、学会が看護師の能力を認定する仕組みや、ガイドラインを設定することであればよいが、厚生労働省が能力認証を行うことには反対との意見があった。
- これらの議論を踏まえ、看護師特定能力認証制度について、今後、政府において法制化を見据え議論を行う際には、以下の点について十分配慮することが必要であり、本会議での意見を尊重されたい。
  - ・ 特定行為やカリキュラムの具体的な内容等、制度の詳細については、特定看護師（仮称）養成調査試行事業及び特定看護師（仮称）業務試行事業の実施状況、専門看護師や認定看護師との関係等を踏まえ、引き続き十分に検討する必要がある。その際、特定行為については、チーム医療推進の観点から、医療関係職種の業務範囲との関連を踏まえつつ検討を進める必要がある。
  - ・ 今後、薬剤師等の看護師以外の医療関係職種の業務のあり方についても検討を進め、関係者の意見の集約を図ることとする。

# 看護師特定能力認証制度骨子(案)

## 【背景及び目的】

医療現場における患者の高齢化や医療の高度化・複雑化に伴い、高度かつ専門的な疾病の治療に併せて、療養生活の質を向上させるための専門的なケアを安全かつ効率的に患者に提供するために、「チーム医療」の推進が必要不可欠となっている。

「チーム医療」の推進に当たり、看護師の役割は重要であり、例えば、高い臨床実践能力を有する看護師が、患者の状態を総合的かつ継続的に把握・評価する看護師の職能を基盤として幅広い医行為(診療の補助)を含む看護業務を実施すること等が求められている。

しかし、診療の補助について、個々の医行為がその範囲に含まれるか否かが必ずしも明確でないことから、特定の医行為(以下「特定行為」という。)が診療の補助の範囲に含まれることを明確にするとともに、その実施方法を看護師の能力に応じて定めることにより、医療機関等において医療安全を十分に確保しつつ、適切かつ効率的に看護業務を展開する枠組みを構築するため、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)の改正を行うこととする。

## 【制度骨子】

### 1 特定行為

医師又は歯科医師の指示の下、臨床に係る実践的かつ高度な理解力、思考力、判断力その他の能力をもって行わなければ、衛生上 危害を生ずるおそれのある行為に関する規定を保健師助産師看護師法に位置付けることとする。

- \* 特定行為の具体的内容(診療の補助の範囲内)については下位法令で規定する予定。
- \* 特定行為の具体例(平成23年度特定看護師(仮称)業務試行事業の実施状況等も踏まえ、引き続き検討)
  - ・褥瘡の壊死組織のデブリードマン
  - ・脱水の判断と補正(点滴) 等

### 2 特定行為の実施

看護師は、以下のいずれかの場合に限り、特定行為を実施することができることとする。

(1) 厚生労働大臣から能力の認証を受けた看護師が、能力認証の範囲に応じた特定行為について、医師の指示を受けて実施する場合

- \* この場合には、医師による包括的指示(医師が患者の病態の変化を予測し、その範囲内で看護師が実施すべき行為をプロトコルを用いる等により事前に指示すること)があれば足りる。

(2) 看護師が、特定行為を実施しても衛生上危害を生ずるおそれのない業務実施体制で、医師の具体的な指示を受けて実施する場合

- \* 衛生上危害を生ずるおそれのない業務実施体制の具体例(平成23年度特定看護師(仮称)業務試行事業の実施状況等も踏まえ、引き続き検討)
  - ・行為のマニュアルを整備すること
  - ・特定行為それぞれに対する講習、技術トレーニング等を実施すること 等

### 3 厚生労働大臣の認証

(1) 厚生労働大臣は、以下の要件を満たす看護師に対し、特定能力認証証を交付することとする。

- ① 看護師の免許を有すること
- ② 看護師の実務経験が5年以上であること
- ③ 厚生労働大臣の指定を受けたカリキュラムを修了すること
- ④ 厚生労働大臣の実施する試験に合格すること

- \* カリキュラム及び試験の具体的な内容については、看護の基盤強化と医学的知識を学ぶための大学院修士課程相当(2年間)程度及び8ヶ月程度の2つの修業期間のカリキュラムを念頭に置き、専門分野を通じた教育を含め平成23年度特定看護師(仮称)養成調査試行事業の実施状況等も踏まえ、引き続き検討。

(2) 特定能力認証証の交付を受けた者は、特定能力認証証の交付を受けた後も、特定行為を含む業務を行うのに必要な知識及び技能に関する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならないこととする。

### 4 その他

(1) 試験事務を実施する第三者機関の指定

厚生労働大臣は、3(1)④の試験の事務を実施する機関を指定できることとする。

(2) 施行

法の成立後、施行までに一定の準備期間を設けることとする。

(3) 経過措置

施行に伴い必要な経過措置を設けることとする。